

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

P D C Aサイクルの実施に際して国が設定するK P Iについて

平素より、厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援制度においては、これまで、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）において設定されたK P Iの内容を踏まえ、政策評価の指標として、「自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数」、「自立生活のためのプラン作成件数の割合」、「自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合」、「就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合」及び「自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合」の5項目の目安値を設定していたところです。

今般、これまでの実施状況を踏まえ、「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025」（令和7年5月26日経済財政諮問会議決定。令和7年12月25日改訂。）において、令和8年度から令和12年度までにおける新たなK P Iが設定されました。

その中で、中間アウトカムとして、「就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合」、「自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合」が設定されるとともに、その達成のためのアウトプットとして、「福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率」、「自立生活のためのプラン作成件数の割合」、「自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合」、「就労準備支援事業及び家計改善支援事業の利用件数」等が設定されました。

生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者からの多様な相談を幅広く受け止め、複合的な課題を抱えていることにより既存の制度では対応が難しいような生活困窮者についても、関係機関と連携し役割分担を行うことで、切れ目のない支援をしていくことが重要です。

そのため、今回アウトプットとして設定された指標のうち、これまでその目安値を設定していた指標については、引き続きその目安値の達成を目指すとともに、これまで目安値を設定していなかった指標については、その実績を着実に増やすことを目指して、各自治体においては支援に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

また、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を未実施の自治体におきましては、その実施に向けて検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

これらを踏まえ、別添のとおり令和8年度から令和12年度までの目安値を設定しますので、各自治体においては、この目安値を制度の施行状況を評価する仕組みとして活用しつつ、引き続きP D C Aサイクルを回しながら、支援を着実に進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

(別添)

【令和8年度から令和12年度までにおけるKPI】

○中間アウトカム

- ・就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合：75%
- ・自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合（※）：90%

○アウトプット

- ・福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率
- ・自立生活のためのプラン作成件数の割合
- ・自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合
- ・就労準備支援事業及び家計改善支援事業の利用件数
- ・(参考) 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数
- ・(参考) 自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数

(※) 評価実施総数のうち、評価シートの「見られた変化」項目欄に1つ以上チェックがつくケースを「プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者」とカウントし、評価実施総数に占める当該ケース数の割合を算出したもの。

【アウトプットのうち、これまで設定していた目安値】（令和5年1月30日付け当室事務連絡）

- ・自立生活のためのプラン作成件数の割合：自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数の50%
 - ・自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者の割合：自立生活のためのプラン作成件数の60%
 - ・自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数：年間40万人
- ※ 人口10万人当たり・1ヶ月当たりに換算すると27件（人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定）

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
電話 03-5253-1111 (2876)